

<2024 年度 事業方針>

- 「法人基盤の強化」「感染症対策の徹底」「将来構想の検討」を重点的に取り組み、昨年度から試行を始めたグループ化を推進します。
- 主に知的なハンディがある人たちの地域生活を支援するため、障がい者総合支援法に基づくグループホームの事業所指定を受けた「南花（さざんか）」（日中サービス支援型：1 ホーム1 住居）および「ホワイトハウス」（介護サービス包括型：共同住居としては、「ホワイトハウス」「Myほーむ」「すずらんホーム」「ましろ」「きらく」「はいつ」「ころん」「こみち」および「あると」の8 ホーム）を運営します。
- お年寄りのその人らしい暮らしを支えるため、介護保険法に基づく事業所指定を受けた高齢者グループホーム「わいわい」を運営します。
- 湖南市の認可を受けた小規模保育事業「あったか保育室つぼみ」を運営します。
（児童福祉法第6条の3第 10 項第1号）
- 湖南市から指定を受けた計画相談等を行う「あぼし相談支援センター」を他法人へ事業移管し、必要な起業支援・継続支援を行います。
- ぐらしカフェの拠点および機能を引き継いだ「あったかほーむいしべ宿」を、地域で暮らすハンディのある人たちの日中一時支援（障がい者総合支援法に基づく地域支援事業）と就学前児童の認可外保育（県届出事業）の拠点として運営します。
- 自治会と協働し、河川の水質保全を中心とする「環境保全活動」を行います。

<2024年度 実施事業>

(1) 総会の開催

総会を2024年6月に開催し、事業報告・収支決算等を審議します。

(2) 理事会の開催

理事会は、年4回程度の定例会と運営状況に応じて随時開催し、法人の運営や事業について審議します。また、定例的に三役会議を開催し、スタッフの充足状況やサービス提供上の課題共有などと理事会に諮るべき事項の整理を行います。

(3) グループ化会議の開催

前年度の試行的開催を踏まえ、各グループの課題および共通する課題を共有し、課題解決に向けての具体的方策を検討するとともに、解決方策の実施に向けた事業計画（人員体制、設備整備、予算）を立案します。

(4) 会員募集

2024年3月末現在（見込み）、会員総数は、 名です。年間を通じて会員の募集に努めます。

年会費は、正会員3,000円、賛助会員1,000円とします。

(5) 研修の開催

年度前半に法人全体の「初任者研修」、年度後半にスタッフ全員を対象とした「現任者研修」を行うとともに、虐待防止研修を年2回行います。また、外部の研修にも積極的に参加し、スタッフ・役員のスキルアップに努めます。

(6) ホーム長会議の開催支援

障がい者グループホームのホーム長会議（主催：ホーム長代表）の定例開催をサポート

し、情報共有と支援の充実に努めます。

(7) 法人事務局の運営

加齢によって障がいが重くなった人、支える家族等に課題が出てきた住人さん等へのきめ細やかな対応がホーム・事業所で出来るよう支援します。そのため、あぼし相談支援センターと法人間連携の協定を締結し、ホーム・事業所が行う個別支援を通じて、利用者サービスの向上を図ります。

ネットバンキングや勤怠管理システムの導入等による業務の効率化を図るとともに、外部委員を加えた「第三者委員および虐待防止・身体拘束等適正化委員」会議を定期開催し、尊厳の確保・人権の尊重の視点による権利擁護を図ります。

(8) 他機関・団体等との協働

より地域に開かれた活動となるよう、地域・分野・対象を横断的に捉え総合的な地域活動に取り組みます。また、県や市町、社協など他のNPO団体、地元の住民組織等と連携します。

(9) 広報活動の充実

「わいわい通信」を年1回発行するほか、活動内容を一般の方々にお知らせし、スタッフ・ボランティア募集や行事の参加呼びかけに活用するホームページを運営します。

(10) スタッフのスキルアップ

県・国の助成金等を活用し、スタッフのスキルアップにつながる研修や資格取得の推進に努めます。具体的には、総研修時間20時間上の研修に対して経費や賃金が助成される「人材開発支援助成金」制度の活用により、積極的に研修を受けることを推奨し、年々困難さを増す支援におけるスキルの向上を図ります。

(11) グループホームの旅行

各ホームとも、以前のように全員が同一スケジュールでの行動が困難になってきていることから、ホームの枠を超えて、参加者の希望や支援レベルにあったグループ編成など、今後の旅行形態をどのようにするのか検討します。

(12) コンサートの開催

「2024 みんなおいでやコンサート」については、感染症の状況を見ながら、開催方法を含め検討します。

(13) 市民農園の運営

グループホーム南花（さざんか）に隣接する農園を会員や地域の方々に開放し、利用していただきます。

① 高齢者グループホーム運営事業「わいわい」

内容	認知症高齢者の地域生活支援
<実施場所>	湖南省市石部東七丁目5番25号
<実施時期>	2024年4月1日～2025年3月31日
<事業の対象者>	湖南省内に居住する認知症の高齢者（利用定員9名）
<収益>	45,000,000円
<経費>	45,000,000円



<2024年度重点目標>

- ① お年寄り1人ひとりの尊厳を見つめ直します。大切なものを深く知り、思いを共にしていきます。
- ② スタッフ1人ひとりがスキルアップを目指します。積極的に研修を受講します。

<支援状況>

・健康管理

高齢による心身の衰えが進まれ、同時に介護の必要度も高まる中で、スタッフは、細やかな配慮や気づきで病気を早期に発見し、早期に治療していただくよう努めます。また、歯に関しては、近所の訪問歯科診療を受け入れます。感染症を「持ち込まない、広げない」よう努め、感染症状の早期確認と、迅速な対応体制を確立します。

感染症対策を随時見直しながら続けていきます。お年寄りだけでなく、スタッフやスタッフ家族の健康管理にも努めます。

事故や怪我に繋がらないように、リスクマネジメント（危機管理）の手順を定め、定期的に点検などを実施します。

季節を感じられる雰囲気づくりに努め、行事に参加していただく事を楽しみのひとつとしていただけるようお手伝いします。

日常生活の中での役割を担う事で、自然に身体を動かしていただき、体力・生活行為（機能）維持向上に努めます。

ホーム内の医療的支援を必要とするお年寄りに対応する為、非常勤の看護師を配置するとともに、訪問看護ステーションとの連携を続けます。

・入浴についての工夫、話題作り

入浴剤だけでなく、ゆず湯など季節に合わせたお風呂で入浴を楽しんでいただけるようにします。要介護度が高くなっても、リフトを使って入浴していただけます。入浴だけでなく足浴も行います。

・ターミナルケア（看取り期の介護）への取り組み

ホームでターミナルケアを行うにあたっては、同意書をいただくなかで、本人、家族およびスタッフが十分に話し合い、方向性を明確にします。

最期を看取るため、医療体制を整備するとともに、本人の基本的な欲求ができるだけ苦痛なく満たされ、かつ安楽で、平穏な日々を過ごしていただくことが出来るケアに努め、身内の人やホーム内の他のお年寄りの人達とのつながりも途切れることの無いように努めます。

スタッフは、ターミナルケアの幅広い知識を学び、ミーティングなどを通じて共有します。

- 地域との交流

自治会への参加、近隣の小中学校の児童との交流を行います。
地域のボランティアさんにゴーヤカーテンの設置を依頼します。

- ご家族との連携

ご本人の健康面や生活の様子を定期的に写真やお便りでお知らせし、ご本人とご家族の関係がスムーズにいくように努めます。

<運営体制>

法人理事、管理者、管理者補佐、主任、副主任および事務主任の六役の協議で運営を進め、ホーム内のケアに関する対応についても協議します。

本年度も引き続き、スタッフの心身面への配慮や、ヒヤリハットについて話し合う場を設けます。

これらの運営を確実にするために、スタッフの人員が不足した際には、法人事務局とも協力しスタッフの確保に努めます。

<運営推進会議>

偶数月（年6回）に、地域の方（石部東）、民生委員（宮の森、石部東）、ボランティアメンバー、市役所（地域包括支援センター）、理事長、事務局長、お年寄り、ご家族の皆さんおよびスタッフが参加して開催します。

前年度は、感染症対策のため、書面会議方式で2回行いましたが、今年度も、状況を見ながら開催方法を検討していきます。

情報交換だけでなく、認知症を理解する勉強会を行うことにより、ホームが果たす「地域の社会資源」としての役割を果たしていきます。外部からの評価として、出席者の生の声を聞き、運営やケアに活かしていきます。「きらく」に関するもお伝えします。

<運営会議>

2ヶ月に一度、管理者、常勤スタッフ、計画作成担当者、法人事務局の担当者などが集まり、ホームや「きらく」の運営について協議します。

<虐待防止委員会>

法人内の委員会に属し、会議に参加しています。人権や虐待に関する知識を深めます。また、身体拘束に該当するケア（センサーマット、ベッド柵など）の実情を報告します。

<スタッフミーティング>

- 毎月、1回→あんぱんいんかい：ケアカンファレンス、研修報告、内部研修、次月の行事等への意見交換等
- 毎月、1回→全体会議：看護師からの連絡事項、リスクマネジメント等
- 自己評価を年1回以上行ない、集計し、その結果を家族や関係機関に開示します

また、評価の低い内容に関しては、改善に努めます。

- ・各ミーティング時に「お年寄りやスタッフの良いところ探し」を取り入れます。

<外部評価>

今年度は、実施年となるため、「滋賀県介護福祉士会」に評価調査を依頼します。

<防災避難訓練>

年2回、消防署と連携しながら、法人内の近隣ホームと一緒に避難訓練を実施します。
。災害対策として避難経路の把握、非常持出袋を作成します。

BCP（事業継続計画）を策定し、計画に沿った体制づくりに努めます。

<福祉避難所>

「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を湖南市と締結しており、災害が発生した場合、入居状況に応じて、専門性の高いサービスとして避難行動要支援者を受け入れます。

<研修の実施>

年間計画を立て、各々のスタッフが参加すべき研修時期の周知を図り、事前準備などの時間を得ることができるようになります。

常勤・非常勤に関係なく、法人内研修や外部研修に積極的に参加出来る環境を整え、スキルアップ（能力向上）を図ります。

感染症・個人情報の取扱いについての研修を積極的に受講します。

<障がい者の就労>

障がいがあるスタッフの就労安定に向けた支援を行います。様子の変化があった時には、生活支援スタッフと相談しながら改善に向けた支援を行います。短期間アルバイトの受け入れも検討していきます。

<介護相談員の受け入れ>

感染症の流行状況に応じて、市や介護相談員と話し合いながら受け入れます。

<行事等>

4月 運営推進会議・お花見

10月 運営推進会議、ハロウィン

5月 町内祭り

11月 芋ほり・秋まつり

6月 運営推進会議

12月 運営推進会議・クリスマス・周年祭

7月 七夕

1月 初詣・獅子舞

8月 運営推進会議・花火

2月 運営推進会議・節分（お寿司を食べる）

9月 夕涼み会

3月 ひなまつり

随時：誕生会（本人や家族と相談して担当者が企画します。）

この他、天気や体調と相談しながら、少人数単位での散歩等、定期の予定以外に随時計画し、実施します。

<関連事業>

- ・隣接する「きらく」の運営に携わります。

支援方法や情報の共有に努めます。また、スタッフの体制に関しても、わいわい・きらく双方の状況を勘案しながら連携していきます。

② 多世代共生型ホーム（きらく）の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省市石部東七丁目3番20号

<実施日時> 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

<収益> 15,000,000 円 <経費> 15,000,000 円



<2024 年度重点目標>

住人さん同士のトラブルや体調の変化に早めに気づき対応するとともに、個々の意思を尊重し、可能な限り住人さんが望む暮らしを大切にしながら、暮らし支え合いの取り組みを広めます。

<事業の目的>

地域の中でそれぞれが望む生活ができるように、支援スタッフ（高齢者支援スタッフ兼世話人）により住人さんの生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望むその人らしい、自立した生活の支援を行います。また、その支援に必要な専門性の発揮は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

<ホームの概要>

2019年4月、高齢者グループホーム「わいわい」に隣接する旧医師住宅を市から譲り受け、支援や介護を必要とする高齢者向けの有料老人ホームと障がい者向けのグループホームとを一体的に運営する「多世代共生型ホーム」として改修整備しました。整備にあたっては、公益財団法人ダイトロン福祉財団から助成金をいただきました。居室は、有料老人ホームとして1階1室、障がい者グループホームとして1階1室と2階2室の計4室でスタートしましたが、有料老人ホームとしての居室については、1名様の利用終了後に問い合わせがあるものの利用までには至らず、今後の需要も難しいと判断したことから、2023年1月30日から全室とも障がい者グループホームの居室に変更しました。

<生活の支援>

支援スタッフは、主として高齢者グループホーム「わいわい」のスタッフが兼務し、毎日の食事提供、居室の掃除、衣服の管理、衣服の着脱や身だしなみへの援助、建物の点検、その他生活全般に渡っての相談・援助を行なうとともに、世話人として就労先での様子や変化を連携して見守るため、就労支援事業所やご家族と連絡を取り合いながら総体的に支援します。

<余暇の支援>

地域行事、近隣の福祉施設でのイベントなどの案内を行ないます。

住人さん一人ひとりがリフレッシュ出来ることを念頭に、交通手段や目的などの相談に乗り、安全に外出できるよう支援します。また、休日に活動しすぎて疲労が残らないよう休息の取り方についても考えていきます。

<健康管理>

高齢者グループホーム「わいわい」の看護師による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを、定期的に行ないます。

医療に関しては、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、訪問看護サービスを利用されている場合は、情報を共有しながら、日常的な服薬や外用薬の管理を支援します。予防的観点から、歯磨きの声掛けや歯科医院へのクリーニングに定期的な通院を支援します。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関与することを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。

感染症対策も随時見直しながら続けていきます。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）世話人や理事と連携して個別支援計画を作成し、モニタリング（実施の評価）の実施など、定期的一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんの年齢や希望する生活スタイルに応じて就労や健康状態などに課題が生じた場合には、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

支援スタッフは、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

支援スタッフ、サービス管理責任者、サポートセンター（法人事務局）等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」やホーム長会議に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、非常事態に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

③ 障がい者グループホーム「南花（さざんか）」運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省石部南五丁目4番4号

<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 37,000,000 円 <経費> 37,000,000 円



<2024 年度重点目標>

住人さんが安心して生活できるよう不安な思いや体調の変化に早期に気づき、各々の住人さんへの目配り、気配り、心配りを基本に支援を行います。

<事業の目的>

地域の中での普通の、その人らしい暮らしを実現するために、住人さんの生活を支援することを目的とします。

<支援の方針>

”普通の暮らしをさりげなく支える”という考え方で、住人さんのその人らしい、生活を支援します。住人さんたちが、やすらぐことができ、くつろげる「ホーム」を目指します。

また、その支援に必要な専門性の発揮は、「さりげなく、いざとなったら、とっておきの専門性で」という姿勢で臨み、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

ホームで日中サービスを提供する必要がある住人さんの受け入れを積極的に行います。

<ホームの概要>

2007年4月から運営を始めた「南花（さざんか）」は、新築の平屋建て（一部2階）で、バリアフリーでエコスタイルの快適性を高めた住環境です。「南花棟」の居室は、ミニキッチン付き、畳とフローリングの両仕様とこだわりの個室で、男性4名・女性2名が住んでいます。日中の就労先は、一般就労1名、福祉的就労3名でその他介護サービス利用の方が2名です。必要に応じて、就労先との連絡を取り合って円滑な就労ができるよう配慮します。

隣接する「わいわい市民農園」の作業に来られる方々との交流もあります。

配食をベースとする食事づくり、ホーム内の清掃、衣服の管理、着衣の援助、空調の管理、買い物支援（同行）、通院サポートをはじめ生活全般に渡っての相談・支援（見守り）を行います。リフト付きの浴室があり、入浴介助の必要な住人さんの支援をします。また、支援体制は、24時間対応とし、昼間（9時～21時）の時間帯は、シフト制により常時1～2名の世話人が対応し、世話人8名（内夜勤者5名）、短時間勤務者2名で支援しています。夜間（21時～翌9時）は、常時1名の夜勤者を配置し、「ひまわり棟」配置の夜勤者と連携して支援に当たります。

「ひまわり棟」は、「南花棟」の東側に隣接する市民農園の一面を造成した敷地に建築し、2018年1月に竣工、4月に開所しました。女性2名が生活しています。日中の就労先は、一般就労1名、福祉的就労1名です。

1階南側は、住人さんのニーズに応じた一人暮らしタイプの設備（居室・キッチン・浴室・洗面・トイレ・物干し場など）を整えており、玄関も独立しています。

1階北側は、「日中サービス支援型」としての「短期入所」機能を有しています。

2階は、夫婦や気の合う友人など、二人で暮らせるシェアルームタイプの居室と設備（二つの寝室・キッチン・洗面脱衣室・浴室・トイレ・ベランダなど）を整えています。緊急時の避難が円滑にできるよう、屋外避難階段を整備しています。

一人暮らしタイプに入居する住人さんには、本人の希望に応じて、隣接の南花で食事を提供し、シェアルームタイプに入居する住人さんには、自炊できるよう世話人が支援します。

ホーム内の清掃、衣服の管理、衣服の着脱や身だしなみへの援助、空調の管理、買い物支援（同行）、通院サポート、就労先との連携など、生活全般に渡っての相談・支援（見守り）については、必要に応じて世話人および生活支援員により行ないます。

<福祉避難所>

「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を湖南省と締結しています。災害が発生した場合、専門性の高いサービスを必要とする人達の避難場所の提供と生活支援を提供します。

<余暇の支援>

地域の余暇支援活動を行う「あったかほーむ」の利用や、スペシャルオリンピックスなどへの参加を支援します。また、一人ひとりの想いや気持ち・願いに寄り添う外出サポートを行い、その人らしく、リラックス・リフレッシュできる余暇を過ごせるように努めます。地域からの情報（自治会行事、近隣施設の行事など）も積極的にお知らせするなど、参加の選択肢を広げ、余暇の充実を図ります。

住人さんの状況に応じて内容や日程に配慮し、ホーム旅行を計画します。

また、住人さんの状況に応じて、日帰り等の個人旅行（外出）やホームでの食事会も計画します。

<健康管理>

日々の暮らしの中においても、適切な服薬への支援等住人さん一人ひとりの健康状態に留意します。通院については、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、付添を行います。

また、法人が配置する看護師により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを、定期的に行ないます。

高齢化による支援の必要度が高いホームであり、住人さんの中には、介護保険サービスを利用している方もおられることから、高齢化に伴う身体的・精神的な変化に対応できる支援の充実に努めます。既に介護サービスを受けておられる住人さんについては、ケアマネージャーやサービス事業者および訪問看護事業者との連携を取り、少しでも安定した穏やかな生活を過ごしていただけるよう努めます。衰えの進んできている住人さんについては、その状態を注意深く見守って、介護サービスへの移行を模索していきます。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。

今後も、世話人の喀痰吸引研修への参加など、より多くの世話人が支援の必要な住人さんに対応できるよう努めます。

感染防止対策については、引き続き、日々住人さんの健康状態を把握し、手洗い・うがい・マスク着用等の声かけや必要な対策を心がけていきます。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年2回（前期・後期）世話人との連携により住人さんの個別支援計画を作成し、モニタリング（実施の評価）の実施など、定期的に一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。また、「個別支援計画」に沿った適切な支援を行なったかどうか、自己評価を行ないます。

衰えが進んだから、認知症が進行しているからだけで第一線を退くのではなく、その人でこその働き「ならではの働き」を大事にした支援を進めます。

<研修>

障がいのある人たちの地域生活支援に関連した研修を世話人が受講します。特に加齢に伴う個別援助のあり方や虐待防止等についての研修を重点的に受けます。

また、法人が主催する年数回の指定研修に参加します。さらに、「地域づくり」「街づくり」などの視点を持った、関係機関・団体が実施する研修にも積極的に参加します。

<運営の支援>

住人さんの状況を共有・理解するための「世話人会議」と住人さん、世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行ないます。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」やホーム長会議に参加します。

必要に応じて臨時・緊急会議を課題・議題別に構成員を決定して行います。

日常的にひまわり夜勤者や近隣スタッフと連絡をとりあい、課題等に迅速に対応できるようにします。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護に備え、支援のしくみを整えていきます。日常の健康管理にあわせて、防災の専門家を招へいすると共に、非常事態に備えて避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

<南花の継続的な支援目標>

1. ホーム生活の住環境を整備すると共に、健康管理に努める。
2. 住人さんそれぞれの楽しみを充実できるような支援に努める。
3. 住人さん同士のつながりを強められるような支援に努める。

④ 障がい者グループホーム「ホワイトハウス」運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省市石部南六丁目9番29号

<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 18,500,000 円 <経費> 18,500,000 円



<2024年度重点目標>

住人さんの変化に留意し、本人が望む暮らしを大切にします。住人さんの「できる力」を奪わず、互いに助け合いができる楽しい暮らしを目指します。

<事業の目的>

地域の中での普通の、その人らしい暮らしを実現するために、4名の世話人（常勤1名・非常勤3名）と宿直者・夜間支援者（巡回・宿直）によって、住人さんの生活を支援することを目的とします。

<支援の方針>

”普通の暮らしをさりげなく支える”という考え方で、住人さんたちのその人らしい生活を支援します。住人さんたちが、自然とやすらぐことができ、温かな雰囲気の中で、くつろぐ事ができるホームを目指します。また、その支援に必要な専門性の発揮は、「さりげなく、いざとなったら、とっておきの専門性で」という姿勢で臨み、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

<ホームの概要>

2004年3月から運営を始めた「ホワイトハウス」は、初めて街なかで土地を購入し建てた住宅で、新築2階建のバリアフリーの快適な住環境を提供しています。居室は、個室で、男性3名・女性4名の外、近隣のアパートの1室を借りたサテライト住居に女性1名が住んでいます。日中の活動・就労先は、福祉的就労7名、その他（デイサービス等）1名です。

<生活の支援>

食事づくり、ホーム内の清掃、衣服・服薬の確認・管理、着衣の援助、買い物支援（同行）、通院サポートなど、生活全般に渡っての相談・支援（見守り）を行ないます。また、夜間のケアについては、法人関係者や地域のスタッフによる宿直により行います。更に、法人全体の夜間支援従事者（POTスタッフ）による巡回型早朝・夜間支援により、就寝前・出勤前の見守り・援助を厚くしています。就労については、就労先事業所との連絡・連携を図り、就労が安定するように努めます。他機関との連携の一つとして体験入居を受け入れています。日常的支援として世話人や理事・法人事務局、その他関係者との連携を強め、課題に対して迅速に対応できるよう取り組みます。

<福祉避難所>

「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を湖南省と締結しました。災害が発生した場合、専門性の高いサービスを必要とする人達の避難場所の提供と、生活支援を提

供する事とします。

<余暇の支援>

感染症の対策を徹底して住人さんとの余暇を実施します。テイクアウト等を活用し、ホーム内での楽しみ会などを計画します。

<健康管理>

日々の暮らしの中においても、適切な服薬の支援等住人さん一人ひとりの健康状態に留意します。通院については、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、付添を行います。また、看護師の巡回により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行ないます。更に、医療面での課題のある住人の個別的な健康管理、医療機関・就労先との連絡、受診の支援等を行います。特に、加齢に伴う身体的・精神的な変化に対応できる支援の充実に努めます。

引き続き、感染症の拡大防止の対策を徹底し、住人さんの安全を守ります。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年2回（前期・後期）、世話人との連携により個別支援計画を作成し、定期的モニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

<研修>

障がいのある人たちの地域生活支援に関連した「実務研修」を世話人が積極的に受講し、特に加齢に伴う個別支援・援助のあり方等についての研修を重点的に受講します。

法人が主催する研修に参加します。さらに、「地域づくり」「街づくり」などの視点を持った、関係機関・団体が実施する研修にも積極的に参加します。

<運営の支援>

住人さん、世話人、理事、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行ないます。また、日々、住人さんの体の変化や日常の様子など、世話人間の共通理解を図り、ホームの円滑な運営に努めます。

必要に応じて臨時・緊急会議を課題・議題別に構成員を決定して行ないます。

また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加するなど、様々な立場で関わりを持っていただく方々との積極的な意見交換を実施し、課題について検討することにより、質の高いサービス提供に努めます。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護に備え、支援のしくみや避難確保計画を整えていきます。日常の健康管理にあわせて、非常事態に備えて年2回避難訓練を行い、災害（火災・地震・洪水等）に対する意識を高めるとともに、非常持ち出し品を整備します。

<地域との連携>

自治会活動に積極的に参加し、地域の方々との交流を促進します。

⑤ 障がい者グループホーム「Myほーむ」の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省市石部南五丁目5番36号

<実施時期> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 22,000,000 円 <経費> 22,000,000 円



<2024 年度重点目標>

個性を大切にそれぞれの暮らしの中でスモールステップを実現します。

<事業目的>

地域の中でその人らしい暮らしを実現するために、3名の世話人と生活支援有償ボランティアスタッフ1名、余暇支援などの部分的有償ボランティアスタッフ1名によって住人さんの生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしの中でそれぞれの目標をたて、さりげなく見守り、支え、安心と温かみのあるホームをめざします。

<ホームの概要>

2014年度に用地を取得し、Myほーむを建設。2015年4月から順次入居が始まりました。（完全なワンルームタイプの部屋5室と従来型の共同タイプ5室、合わせて10室）現在、7名が生活されています。就労先は、一般就労3名、福祉的就労4名です。

<生活の支援>

Myほーむは一人ひとりの自主性を尊重します。衣食住をもって心の安定、安心を図り、住人さんの希望や想いに寄り添いながら、きめ細やかな支援に努めます。

20代から50代までと幅広い年齢層の中で、それぞれが役割を感じ、助け合い、自分で生活しているという意識を持てるように援助します。

衣：衣服の管理、身だしなみ

食：食事の配膳準備、バランスの良い食事、休日の昼食作り

住：自室を清潔に保つ、ホーム内の掃除、ゴミ捨て、買い物など、個々の経験や能力に応じて支援していきます。

生活の安定が就労意欲に繋がるように、就労先と連携して本人の様子や変化を見守り、総合的に支援します。

<余暇の支援>

地域の行事、近隣の福祉施設でのイベントなどの案内を行います。

住人さんそれぞれのニーズに答え、外出の計画や買い物、地域スポーツへの参加などを支援します。

また、一人ひとりのスモールステップに向けてのさまざまな支援に努めます。

〈健康管理〉

日々の暮らしの中において世話人が住人さんの健康状態を見守ります。

通院については、体調不良時、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、付添を行います。

また、看護師の巡回により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行います。

〈個別支援計画〉

サービス管理責任者が年2回（前期・後期）個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

また「個別支援計画」に沿った適切な支援を行なっているかどうか世話人会議をします。

住人さんの年齢、希望する生活などに応じてそれぞれが抱えている課題を丁寧に支援できる計画を立て、実行していきます。

〈研修〉

ホーム関係者が、住人さん一人ひとりに対してより適切な支援が行えるように、障がい特性の理解や支援に必要な専門的知識を学ぶ研修会に参加します。

〈運営について〉

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。

また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じて臨時・緊急の会議を課題別に構成員を決定して行います。

〈リスク管理〉

ホームの日々の暮らしで虐待等が起こらないように、「生命・財産の保護および虐待防止の規定」に基づき、適切に支援します。また、火災や自然災害を想定した避難訓練、防災訓練を実施するとともに、食料品の備蓄整備、非常持ち出し品の整理等により、非常事態に備えます。

⑥ あったかほーむ いしべ宿 運営事業

内容 暮らし支え合い・地域共生型拠点の運営

〈実施日時〉 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

〈実施場所〉 湖南省石部東二丁目1-36

〈事業の対象者〉 学童、乳幼児、地域生活を行う障がい児・者

〈収益〉 16,000,000円 〈経費〉 16,000,000円



〈2024年度 重点目標〉

- ・安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。
- ・利用者、保護者およびスタッフ間の共通理解を図ります。
- ・将来展望を念頭におき、グループホーム「ころん」の運営を継続します。

<事業内容>

地域の誰もが集える拠点として、障がいのある人もない人も世代を超えた交流の場を提供します。

1) 日中一時支援事業（湖南省障がい者日中一時支援事業費助成要綱第3条に基づき市長に届け出た事業）を実施します。

※甲賀市・野洲市、栗東市の日中一時利用の受け入れをします。

2) 学童期の放課後支援および大人の方々の支援をします。

3) 地域のボランティアグループ、グループホームの住人の方との交流をします。

4) 「石部宿場まつり」への参加を通じて、東海道歴史保存活動への協力をします。

5) 地域の社会福祉法人等との交流をします。

6) つぼみ農園での野菜の栽培と収穫をとおして、あったか保育室つぼみとの交流を深めます。

7) 認可外保育のサービスを実施します。

<感染症への対応>

- ・保護者が少しでも安心して子どもを預けることが出来るように、利用者への基本的な感染予防、感染拡大防止対策に取り組みます。

<関係機関との連携>

- ・相談支援事業所等との連携により、保護者の意向に寄り添った支援に努めます。
- ・基幹相談センターから発信される情報や他の事業所の情報を共有し、日中一時支援事業の充実を図ります。

<保護者との関係づくり>

- ・利用者、保護者とのコミュニケーションをとりながら、些細なことでも良かったことを言葉にし、連絡帳等で信頼関係の向上を図ります。また、ご意見箱を設置し、保護者が要望等を出しやすい環境を整えます。
- ・利用者の状況に応じた柔軟な対応と安心して過ごせる場を提供します。

<会議>

- 1) 支援についての報告や課題を共有し、支援者間の連携を図るためスタッフ会議を月に1回開催します。必要に応じてオンラインを活用します。
- 2) 事業の円滑な運営のために、スタッフ代表・市社会福祉協議会関係者・法人事務局担当等による「運営会議」を月に一回行います。必要に応じてオンラインを活用します。

<広報>


- 1) 「いしべ宿便り」を年2回発行し、利用者、会員、関係機関等に配布し、地域への情報発信を行うとともに利用者の拡大を図ります。また必要に応じて、写真等を掲載したお知らせを利用者および保護者に配布します。
- 2) 学校の長期休み等（春、夏、冬）のボランティア募集について、湖南省広報に掲載すると共に、大学を訪問して周知を図ります。

<研修>

- 1) 虐待防止、スキルアップ研修等の外部研修を受講します。
- 2) あったかほーむいしべ宿独自の研修を開催します。
- 3) 見学や研修生を受け入れます。

<リスク管理>

防犯、水害、火災、地震等の緊急時に備えて定期的に訓練を実施します。

⑦ 障がい者グループホーム（ころん）の運営事業	
内容 障がい者グループホームの運営	
<実施場所> 湖南省石部南八丁目1番24号ヴィラ瑞穂	
<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日	
<収益> 9,500,000 円 <経費> 9,500,000 円	

<2024 年度重点目標>

安心できる環境の中で意思を尊重し、ご本人が望む生活を大切にします。

<事業の目的>

住まいの独立性」と「支援の個別性」が確保されたアパートを活用したホーム（アパート型ホーム）の特性を活かし、地域の中でそれぞれに合った満足のいく生活ができるように支援します。

<支援の方針>

住人さんの意思を尊重し、住人さんが望む自立した生活の支援を行います。また、その支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

<ホームの概要>

2022年から、日本精工近くのアパート（ヴィラ瑞穂）で個別支援型ホームを開設しました。現在、全室2部屋を法人が賃借し、1室はご夫婦が利用、1室は2名定員のシェア型ホームとして1名の方が利用されています。日中の就労先は、福祉的就労1名、一般就労2名です。

<生活の支援>

住人さんのニーズに応じ、食事の提供、清掃、衣服管理、身だしなみの声かけ、金銭管理、建物の点検、その他生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。日々の変化を見逃さないよう関係者と連携します。

時間外は必要に応じて就寝前の見守りを行い、緊急時にも対応します。

<余暇の支援>

住人さんそれぞれの余暇の過ごし方を尊重し、心身ともにリフレッシュ出来るように支援します。また、外出先への移動手段や交通機関の利用の仕方を一緒に考えていきます。

また、ホームの中だけの関係に留まらず、他ホームとの交流を通じて、住人さん同士の世代を超えた関わりや、たくさんの世話人と接することにより、地域の中で出会う様々な方との交流に生かされるように支援します。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行な

います。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を自身が行えるように共に考えます。予防的観点から、歯磨きの声掛けや歯科医院へのクリーニングに定期的に通院します。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関わることを念頭において、入浴や洗濯などの支援をおこないます。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）、管理者と連携して個別支援計画を作成し、定期的モニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんの年齢や希望する生活スタイルに応じて就労や健康状態などに課題が生じた場合には、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは、「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

世話人、管理者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑧ あったか保育室つぼみ 運営事業

<内容> 市の認可を受けた子ども、子育て支援法による「地域型保育給付」の対象となる地域型保育事業の一つとして、地域に密着した小規模な保育を担います。

<実施場所> 湖南省石部東7丁目3番18号<事業の対象者>地域型給付費等支給認定者 0歳～2歳の乳幼児 10名定員

<収益> 22,000,000円 <経費> 22,000,000円



<2024年度 重点目標>

- 子どもの視線を受け止め、心情を理解しようとし、子どもの心を大切にする言葉がけをします。
- 小規模保育室として、子ども、保護者およびスタッフ同士の信頼関係がしっかりと築けるよう、より一層の情報共有の強化に努めます。

<事業の目的>

人格形成に重要な影響を与える乳幼児期に、家族や兄弟姉妹のいるような家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりの成長と発達をきめ細やかに見守り、保護者の支援に努めます。

<地域との交流>

地域交流の一環として「保育所地域活動事業」を実施します。

1) 毎月1回の活動

- ・地域のボランティアさんと、歌や楽器を通して音楽遊びをします。

2) 年間の活動

- ・つぼみ農園で育ったさつまいもを、保護者や地域の方と一緒に収穫します。
- ・子ども達の給食の様子を、保護者の方に見て頂くために、親子給食参観をします。
- ・卒園、進級のお祝いを兼ね、保護者や地域の方と一緒に親子スタンプラリーをします。

<年間行事>

4月 入室式

6月 夏野菜の苗植え

7月 セタ会・プール開き

8月 給食参観（保育所地域活動事業）

10月 秋の遠足

11月 つぼみ農園親子芋ほり（保育所地域活動事業）

12月 クリスマス会

2月 節分豆まき

3月 ひな祭り会・親子スタンプラリー、卒室進級式（保育所地域活動事業）

<保護者支援>

- ・個別の連絡帳に、保育室での子どもの様子や連絡事項等を記入し報告をします。
- ・子どもの送迎時を利用し、保護者とのコミュニケーションを密に図ります。
- ・保護者からの要望、要求に積極的に対応し、対策に努めます。
- ・毎月の「つぼみ便り」の発行により、保護者への情報発信に努めます。
- ・個人面談会を開き、保育室や家庭での子どもの姿の情報を交換します。

<保育体制>

1) 保育における役割リーダーを設け、保育士(者)、調理者、保育支援者の間での情報、連絡が循環し共有できるよう努めます。

①保育リーダー

子どもの成長課題、目標等の記録

②保護者対応リーダー

園長、保育士(者)および保護者の間での連絡と報告等

③食育リーダー

子どもの食事の様子把握、調理者との密な連携

④環境・安全リーダー

保育室、園庭および公園での危険箇所の報告、記録、整備計画の作成

- 2) 保育士(者)は、毎日1回ミーティングの時間を持ち、保育の反省、課題、子どもの対応等を共有し、保育の質の向上に努めます。
- 3) 意見交換や情報交換などのスタッフ会議を定期的に行い、つぼみスタッフとしての意識向上とより良い保育に努めます。

<個別保育計画>

①全体計画

幼児期までに育ててほしい姿としての全体的な計画を立てます。

②年間計画

「養護」「教育」「食育」を基本とした、年齢別年間の計画を立てます。

③月案

個々の成長に合わせた個人の月間計画を立てます。

<自園給食の提供>

つぼみ保育室に栄養士を配置し、子どもに安心、安全な給食を提供します。また、自園給食を生かし、季節の行事や誕生日会などのイベントを開催するとともに、食物アレルギーに対応した給食やおやつを提供します。

<衛生・環境の整備>

- ・保育室や園庭の清掃を徹底します。
- ・保育士(者)、調理者の手洗い、アルコール消毒、マスクの着用、換気を徹底します。
- ・毎月2回の安全チェックにより、保育室、園庭での危険箇所に対する改善に努めます。

<感染症の対策>

- ・保護者が安心して子どもを預けることができるように、子ども、スタッフの基本的な感染予防、感染拡大防止対策の取り組みを徹底します。
- ・市役所による感染予防対策等の情報を、保護者およびスタッフで共有します。

<研修>

- ・滋賀県保育士等キャリアアップ研修を受講します。
- ・市内保育園等職員研修を受講します。
- ・虐待防止、対策研修を受講します。
- ・見学や研修生を受け入れます。

<運営の支援>

- ・事業の円滑な運営のために、つぼみ園長、あったかスタッフ代表、市社会福祉協議会関係者・法人事務局担当等による「運営会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」に参加します。

<リスク管理>

- ・防犯、水害、火災、地震等の緊急時に備えて定期的に訓練を実施します。

<組織図>



⑨ 障がい者グループホーム（すずらんホーム）の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省石部南七丁目9番20号

<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 6,500,000 円 <経費> 6,500,000 円



<2024年度重点目標>

安心して生活ができ、自己成長を喜び合える関係性を築きます

<事業の目的>

地域の中でそれぞれに合った満足のいく生活ができるように、2名の世話人（常勤1名・非常勤1名）と複数人の宿直スタッフによって、住人さんの生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望むその人らしい自立した生活の支援を行います。また、その支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

<ホームの概要>

1990年に（社福）大木会から運営委託を受けて事業を開始し、2018年度から法人直営となりました。街なかの一般住宅の定員は、需給状況に応じて2名（女性専用）です。

現在2名がホームで暮らし、随時体験者を受け入れています。1名は、福祉的就労に日中通い、1名は求職活動中です。

<生活の支援>

毎日の夕食の提供、食事づくりの援助、ホーム内の清掃、衣服の管理、身だしなみへの援助、建物の点検など生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。就労先での様子や、変化を見守るため、関係者と連携します。

毎日の夕食時は、お味噌汁作りや食事の配分、お箸を並べる、ごはんを運ぶなど、経験や能力に応じた役割を果たすことで自分たちのことは、自分たちが関わる、という姿勢を支援します。また、言葉によってつながる人との関わりを大切にします。

日々の生活のなにげない楽しみに焦点をあて、お互いが良い側面を見られるような声かけをして、皆が関わって作り上げる生活環境を提供します。

また夜間は、法人関係者が宿直を行い、見守りと必要に応じた援助を行います。

<余暇の支援>

地域行事や近隣の福祉施設でのイベントなどの案内を行ないます。

仕事のリフレッシュや、知識経験、関係性の構築、社会の一員であることの意識につながることを目的として積極的に余暇活動を提供します。プレゼンテーションは、住人さんからの発信であることを重要視し、金銭的、体力、時間配分などを考慮した上で対応します。

また、おひとりでお出かけのための支援も積極的に行い、公共交通機関のアクセスと一緒に調べたりできないことの説明をして意欲がもてるよう働きかけます。

<ホーム旅行>

毎月定額を積立て、1年に1回程度希望に応じて希望に沿った目的地に1泊程度の旅行をします。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行ないます。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を支援します。予防的観点から、歯磨きの声掛けや歯科医院への定期健診に通います。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関与することを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。感染症予防のため、社会情勢を加味しながらもまめな手洗い、希望されるワクチン接種を支援します。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）理事との連携により個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんは、年齢や希望する生活スタイルにそれぞれ違いがあり、様々な問題や課題が生じることがありますが、その違いを尊重し、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑩ 障がい者グループホーム（ましろ）の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省石部南七丁目8番5号

<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 11,500,000 円 <経費> 11,500,000 円



<2024 年度重点目標>

暮らしの中で生まれるさまざまな感情と丁寧に向き合います。

<事業の目的>

地域の中で、それぞれが望む生活ができるように、4名の世話人（常勤1名 非常勤3名）と複数人の宿直スタッフによって、住人さんの生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望むその人らしい、自立した生活の支援を行います。また、その支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

<ホームの概要>

女性が入居するグループホームの整備を図るため、2018年度に土地を取得し、地元説明会を経たうえで、2019年度に県と市からの補助を受けて建物を整備しました。また、2020年度には、国および県の補助を受け、スプリンクラー設備を整備しています。

居室は、1階4室、2階3室の計7室で、うち1室は、体験利用を受け入れます。

グループホームの家賃は、整備資金の借入金返済額と管理経費を基に設定しますが、当ホームでは、障がい基礎年金未受給の方や就労収入の少ない方が入居しやすいよう4万円（市町村民税非課税の方の場合、家賃補填の給付費1万円控除後3万円）としました。そのため、建築設計では、グループホームとしての住みやすさと快適さ（プライバシーが保持される機能的な居室の確保、必要最小限の設備の整備、交流スペースの確保や中庭の配置）をコンセプトとしつつ、コストパフォーマンスの高い建築を目指しました。

<生活の支援>

平日の朝食・夕食の提供、休日の夕食づくり、ホーム内の清掃、衣服の管理、身だしなみのアドバイス、建物の点検など生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。就労先での様子や、変化を連携して見守るため、事業所やご家族と連絡を取り合い、就労の安定にも努めます。

夕食時は、お味噌汁作りや配食の盛り付けなど、経験や能力に応じた役割を果たすことで自分たちのことは、自分たちが関わる、という姿勢を支援します。

また、若い世代の住人さんが多いこともあり、次のステップに向けて、金銭管理・買い物・料理・洗濯・掃除など、日々の暮らしを通して支援します。

また夜間は、法人関係者が宿直を行い、見守りと必要に応じた援助を行います。

<余暇の支援>

住人さんそれぞれの余暇の過ごし方を尊重し、心身ともにリフレッシュ出来るように支援します。また、外出先への移動手段や交通機関の利用の仕方を一緒に考えていきます。

日用品や衣類等の買い物については、持ち物の整理や処分をして必要な物を購入する楽しみにつなげるなど、物が増えがちになることを買い物の楽しみと連動させて片づけに意欲がもてるように支援します。また、ホームの中だけの関係に留まらず、他ホームとの交流を通じて、住人さん同士の世代を超えた関わりや、たくさんの世話人と接することにより、地域の中で出会う様々な方との交流に生かされるように支援します。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行ないます。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を自身が行えるように共に考えます。予防的観点から、歯磨きの声掛けや歯科医院へのクリーニングに定期的に通院します。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関わることを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）世話人や理事と連携して個別支援計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんの年齢や希望する生活スタイルに応じて就労や健康状態などに課題が生じた場合には、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは、「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑪ 障がい者グループホーム（はいつ）の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省石部西三丁目3番37号

<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

<収益> 16,000,000 円 <経費> 16,000,000 円



<2024 年度重点目標>

心身の安定を支え、意欲向上の一步を応援します

<事業の目的>

「住まいの独立性」と「支援の個別性」が確保されたアパートを活用したホーム（アパート型ホーム）の特性を活かし、地域の中でそれぞれに合った満足のいく生活ができるように2名の世話人（常勤1名・非常勤1名）によって生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望む生活の実現を目指します。

困り感の発信スキルを高めることを、最大の努力目標とし、必要な時には必要なだけ寄り添い、安定期は後方援護で自己成長を促すというメリハリのついた支援を意識します。

支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で個別の生活のため見えにくさがありますが、SNS を有効に使ったり、毎日帰着の連絡をもらう、定期的に健康管理をするなど頻繁に連絡を取り合う中で課題や健康状態の把握を行います。

<ホームの概要>

2021年6月からJR石部駅近くのこのアパート（グリーンハイツ石部）で個別支援型ホームを開設しました。現在全室6部屋を法人が賃借し、5室の住居と1室の共用スペース兼事務室兼居室として利用しています。また、サテライトとしてアパートの1戸を法人が賃借し2022年9月から1名が暮らしています。日中の就労先は、福祉的就労3名、一般就労3名です。1名は、現在療養中です。

<生活の支援>

住人さんのニーズに応じ、食事の提供、清掃、衣服管理、身だしなみの声かけ、金銭管理、建物の点検、その他生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。日々の変化を見逃さないよう関係者と連携します。

時間外は、法人内夜間・早朝巡回（POT）スタッフにより、必要に応じた就寝前と出勤前の見守りを行い、緊急時にも対応します。

<余暇の支援>

地域行事や近隣の福祉施設でのイベントなどの案内を行ないます。

住人さん同士が交流する食事会や季節の外出などを企画し、張り合いのある毎日を見出せるよう支援します。

一年に一度ホーム旅行を計画し、同行します。個々の趣味嗜好に応じた外出やイベントを計

画し、一人での外出を応援したり、必要に応じて付き添うことで社会性の向上を図ります。また一方で毎日の暮らしのなかで楽しみや豊かさを感じられる力を養います。

<エンパワメント>

住人さんの生活や余暇の支援を通じて、「人間関係の築き方やそのあり方」を考えて実行に移す力が向上するような働きかけ（エンパワメント）を行ううえで、以下の点について配慮します。

- 信頼できる人がいることの「安心感」と信頼される「快適さ」を実感し、不安感の少ない毎日を過ごせるよう支援します。
- 今まで曖昧にしてきた疑問や課題が言葉に出せることを本人の目標として、それらの解決について共に考え、自らが明るい着地点を見出していく力を側面的に支援します。
- 物質的のみではない「よりよい生活」を追求することの良さに気づき、充実した日々が過ごせるよう支援します。
- 充実した日々を過ごすことにより、他者からの利益を享受するだけでなく、自らの目的や目標を見だし、自発的に人生を創造していきという自律につなげます。
- 横断的な人間関係の中で自らが快適に過ごすために、①他者に配慮すること ②他者の力を活かすこと ③自らの力を誰かのために使うことが結果として自らの充足度の高まりに繋がること を実感できるよう働きかけます。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを、定期的に行ないます。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を支援します。予防的観点から、歯科医院への定期健診に通います。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関与することを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。感染症予防のため、社会情勢を加味しながらもまめな手洗い、希望されるワクチン接種を支援します。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）理事との連携により個別支援計画を作成し、定期的にもモニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんは、年齢や希望する生活スタイルにそれぞれ違いがあり、様々な問題や課題が生じることがありますがその違いを尊重し、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは「新任者研修」を受講します。


<運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑫ 障がい者グループホーム（こみち）の運営事業	
内容 障がい者グループホームの運営	
<実施場所> 湖南省石部西三丁目3番37号	
<実施日時> 2024年4月1日 ~ 2025年3月31日	
<収益> 7,800,000 円 <経費> 7,800,000 円	

<2024 年度重点目標>

アパート型ホームでの暮らしにおいて、経済的な自立と心身の安定を支え、意欲向上の一步を応援します

<事業の目的>

「住まいの独立性」と「支援の個別性」が確保されたアパートを活用したホーム（アパート型ホーム）の特性を活かし、地域の中でそれぞれに合った満足のいく生活ができるようましろとの兼務による支援体制（4名の世話人[常勤1名・非常勤3名]）によって生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望むその人らしい、自立した生活の支援を行います。また、その支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

困り感の発信スキルを高めることを、最大の努力目標とし、必要な時には必要なだけ寄り添い、安定期は後方援護で自己成長を促すというメリハリのついた支援を意識します。個別の生活のため見えにくさがありますが、SNSを有効に使ったり、毎日帰着の連絡をもらう、定期的に健康管理をするなど頻りに連絡を取り合う中で課題や健康状態の把握を行います。

<ホームの概要>

日本精工石部工場の向かいのマンション群にある「ハウゼ森の小径」は、以前からオーナーさんと管理会社さん（「ころん」のヴィラ瑞穂と同じ）のご理解のもと、サテライト住居として活用させていただいていました。

2024年3月から4戸を確保し、3室の住居と1室の共用スペース兼事務室兼居室として個別支援型ホーム（アパート型ホーム）を開設しました。

日中の就労先は、福祉的就労2名、一般就労1名です。

<生活の支援>

住人さんのニーズに応じ、食事、居室の整理・清掃、衣服管理、身だしなみ、金銭管理、その他生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。日々の変化を見逃さないよう、日中活動先やサービス管理責任者など関係者と連携します。

時間外は、法人内夜間・早朝巡回（POT）スタッフにより、必要に応じた就寝前と出勤前の見守りを行い、緊急時にも対応します。

<余暇の支援>

住人さんそれぞれの余暇の過ごし方を尊重し、心身ともにリフレッシュ出来るとともに、毎日の暮らしのなかで楽しみや豊かさを感じられる力を得るよう支援します。

また、ホームの中だけの関係に留まらず、他ホームとの交流を通じて、住人さん同士の世代を超えた関わりや、たくさんの世話人と接することにより、地域の中で出会う様々な方との交流に生かされるように支援します。

一年に一度ホーム旅行を計画し、同行します。個々の趣味嗜好に応じた外出やイベントを計画し、一人での外出を応援したり、必要に応じて付き添うことで社会性の向上を図ります。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを定期的に行ないます。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を支援します。予防的観点から、歯科医院への定期健診に通います。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関与することを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。感染症予防のため、社会情勢を加味しながらもまめな手洗い、希望されるワクチン接種を支援します。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）世話人や理事と連携して個別支援計画を作成し、定期的にもモニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんの年齢や希望する生活スタイルに応じて就労や健康状態などに課題が生じた場合には、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑬ 障がい者グループホーム（あると）の運営事業

内容 障がい者グループホームの運営

<実施場所> 湖南省石部西三丁目3番37号

<実施日時> 2024年4月中旬 ~ 2025年3月31日

<収益> 12,000,000 円 <経費> 12,000,000 円



<2024 年度重点目標>

アパート型ホームでの暮らしにおいて、経済的な自立と心身の安定を支え、意欲向上の一步を応援します

<事業の目的>

「住まいの独立性」と「支援の個別性」が確保されたアパート型ホームの特性を活かし、地域の中でそれぞれに合った満足のいく生活ができるように、はいつの兼務による支援体制（2名の世話人[常勤1名・非常勤1名]）によって生活を支援します。

<支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支え、住人さんの望む生活の実現を目指します。

困り感の発信スキルを高めることを、最大の努力目標とし、必要な時には必要なだけ寄り添い、安定期は後方援護で自己成長を促すというメリハリのついた支援を意識します。

支援は「さりげなく、いざというときは専門性を活かす」という姿勢で個別の生活のため見えにくさがありますが、SNSを有効に使ったり、毎日帰着の連絡をもらう、定期的に健康管理をするなど頻繁に連絡を取り合う中で課題や健康状態の把握を行います。

<ホームの概要>

これまでの集団型ホームへの入居希望が伸びないなか、一人暮らしに近い居住環境と個々のニーズに応じた支援を提供する「アパート型ホーム」の需要は増してきました。2021年に当法人が独自に行ったグループホーム入居者に対するニーズ調査でも、約2割の人が一人暮らしを希望されていました。

そのことから、地域の民間アパート・マンションを法人が賃借し、各戸をグループホーム住居として提供する“地域資源活用方式”により開設した「はいつ」（JR石部駅近接）、「ころん」と「こみち」（既存のグループホームに近い石部南地域）に加え、自前で土地を確保し建物を建築する“自前の資産形成方式”により「あると」（5室の住居と1室の共用スペース兼事務室）を開設します。

2024年4月から順次4名が入居される予定です。日中の就労先は、福祉的就労2名、一般就労2名です。

<生活の支援>

住人さんのニーズに応じ、食事の提供、清掃、衣服管理、身だしなみの声かけ、金銭管理、

建物の点検、その他生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。日々の変化を見逃さないよう関係者と連携します。

時間外は、宿直または夜勤スタッフにより、必要に応じた就寝前と出勤前の見守りを行い、緊急時にも対応します。

<余暇の支援>

地域行事や近隣の福祉施設でのイベントなどの案内を行ないます。

住人さん同士が交流する食事会や季節の外出などを企画し、張り合いのある毎日を見出せるよう支援します。

一年に一度ホーム旅行を計画し、同行します。個々の趣味嗜好に応じた外出やイベントを計画し、一人での外出を応援したり、必要に応じて付き添うことで社会性の向上を図ります。また一方で毎日の暮らしのなかで楽しみや豊かさを感じられる力を養います。

<エンパワメント>

住人さんの生活や余暇の支援を通じて、「人間関係の築き方やそのあり方」を考えて実行に移す力が向上するような働きかけ（エンパワメント）を行ううえで、以下の点について配慮します。

- 信頼できる人がいることの「安心感」と信頼される「快適さ」を実感し、不安感の少ない毎日を過ごせるよう支援します。
- 今まで曖昧にしてきた疑問や課題が言葉に出せることを本人の目標として、それらの解決について共に考え、自らが明るい着地点を見出していく力を側面的に支援します。
- 物質的のみではない「よりよい生活」を追求することの良さに気づき、充実した日々が過ごせるよう支援します。
- 充実した日々を過ごすことにより、他者からの利益を享受するだけでなく、自らの目的や目標を見だし、自発的に人生を創造していきという自律につなげます。
- 横断的な人間関係の中で自らが快適に過ごすために、①他者に配慮すること ②他者の力を活かすこと ③自らの力を誰かのために使うことが結果として自らの充足度の高まりに繋がること を実感できるよう働きかけます。

<健康管理>

看護師の巡回による健康状態の把握やアドバイス、受診指導、健康相談などを、定期的に行ないます。また、世話人が定期通院や不調時の通院を支援し、日常的な服薬や外用薬の管理を支援します。予防的観点から、歯科医院への定期健診に通います。また、身体を清潔に保つことが健康維持に大きく関与することを念頭において、入浴や洗濯などがおろそかにならないよう働きかけます。感染症予防のため、社会情勢を加味しながらもまめな手洗い、希望されるワクチン接種を支援します。

<個別支援計画>

サービス管理責任者が年に2回（前期・後期）理事との連携により個別支援計画を作成し、定期的にもモニタリングを行います。また、個別支援計画に沿った適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ない、サービスの質の向上に努めます。

住人さんは、年齢や希望する生活スタイルにそれぞれ違いがあり、様々な問題や課題が生じることがありますがその違いを尊重し、一人ひとりに寄り添い、自己選択・自己決定を重視した丁寧な支援を心がけます。

<研修>

世話人は、法人内「実務研修」や外部研修を受講します。また、新任のスタッフは「新任者研修」を受講します。

<運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、法人事務局等による「サポート会議」を月1回行います。また、法人内のグループ化に伴う「グループ会議」や「ホーム長会議」に参加します。

必要に応じ、個別の会議を速やかに開催します。

<リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護の仕組みを整えていきます。また、緊急時に備えて定期的に避難訓練を行い、非常持ち出し品を整備します。

⑭ あぼし相談支援センター

内容 障がいのある人（子ども含む）が、安心して地域で暮らし、働くことを支援するため、指定特定相談支援などを実施する「あぼし相談支援センター」の運営

<実施場所> 湖南省石部東七丁目3番18号

<実施日時> 2024年4月1日～2024年4月30日

<収益> 2,000,000円 <経費> 2,000,000円

<2024年度重点目標>

指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業の廃止を予定していることに伴ない、現に当事業所より指定特定相談支援および指定障害児相談支援を受けている方に対して、必要な相談支援が継続的に提供されるよう当該事業を譲渡する予定の新規事業所への移管を進めるとともに、他の方法を希望される方に対しては既存の他事業所への移管など可能な限り便宜の提供をします。

1. 指定特定相談支援等の実施について

(1) 個別支援の充実

指定特定相談支援等に取り組むことにより、地域資源の情報収集力、コーディネート力などを高め、地域における障がい福祉サービスなどの利用ニーズに応えるとともに、法人全体の力量を高め、住人等への支援の質の向上に努めます。

(2) 支給決定の円滑化

支給決定の遅延を防ぎ、円滑な事業所運営を支援します。

(3) 地域貢献

当法人のこれまでの地域福祉活動の経験と人的資源を地域に提供します。

2. 実施体制

(1) 管理者：管理者を1名配置します。

相談支援専門員でもある者が兼務することとします。

(2) 相談支援専門員：相談支援の実務経験がある相談支援専門員を1名配置します。

(3) 相談支援業務補助者：社会福祉士、介護支援専門員などの有資格者を補助者として複数名配置します。

(4) 事務スタッフ：管理者等の事務をサポートするため、事務スタッフを1名配置します。

3. 指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業および指定一般相談支援事業の廃止について

当該事業については、2016年4月の開所以来、支出が収入を大きく上回る状況が続いていることから毎年赤字決算となっており、今後も制度上収支の黒字化は難しい。

地域に求められる相談支援としての社会資源を当法人が提供することに大きな意義はあるものの、毎年の赤字が他の事業運営に大きく影響をおよぼしていることを看過できないため、年度当初に事業を廃止する方向で進めていきます。

その具体的な方策として、まず現に当事業所より指定特定相談支援および指定障害児相談支援を受けている方に対する措置として、面談などの方法で引き続き相談支援の提供を希望するかどうかを確認し、それを希望される方に対しては必要な相談支援が継続的に提供されるよう当該事業を譲渡する予定の新規事業所への移管を進めるとともに、他の方法を希望される方に対しては既存の他事業所への移管など可能な限り便宜の提供をします。

次に、事業譲渡を予定している新規事業所に対する後方支援があり、その運営法人と「事業連携協定」を締結することにより、当法人からは「起業と継続の支援」を提供し、その運営法人からは必要なサービスなどの提供を受けます。

また、「事業連携協定」の内容は以下のとおりです。

1) 人員（必須要件の相談支援専門員および事務スタッフ）の移籍

2) 備品などの無償譲渡

3) 業務委託

①当法人の障がい福祉サービス・事業への有償での労務（定額分・活動時間分）

②情報提供・利用紹介・人員確保・サービスの向上(自己評価、研修企画)などに対する対価

4. その他

指定申請において掲示すべきとされた事項

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日および8/14～16、12/29～1/3を除く）

営業時間：午前9時～午後5時

主たる対象者：指定なし（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児のすべて）

その他の費用：厚生労働省が定める費用

調査費用（公共交通機関の場合：実費、自動車の場合：事業所から調査先までの往復距離1kmあたり20円）

通常の事業実施地域：湖南省内（必要に応じて、湖南省外においても事業実施する場合があります。）